

# 企画競争説明書

業務名称：ギニア国国立公衆衛生研究所建設計画準備調査

案件番号：19a00565

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年10月30日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年10月30日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ギニア国国立公衆衛生研究所建設計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとお  
り
- (3) 適用される契約約款雛型：
  - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - ( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定し  
ています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年12月 ～ 2020年11月  
なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定です  
ので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、  
異なった分割案を提示することを認めます。

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【担当課、調達部契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp】

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

※2019年4月1日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止しました。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相

反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(例：特定の排除者はありません。)

#### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年11月6日12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年11月11日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年11月15日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部

#### (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

自然条件調査（地形測量、地質調査/地盤調査、地中障害物/埋設物調査、給排水/水質、給電調査）

3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) GNF = 0.01 円
- b) US\$ 1 = 107.9900 円
- c) EUR 1 = 118.1690 円

4) その他留意事項

a) 本件業務の一般管理費等の見積りに際しては、「紛争影響国・地域」での業務であると位置づけ、一般管理費等率の上限に10%を加算して見積めることを認めるものとします。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／建築計画
- b) 建築設計／自然環境調査
- c) 保健医療計画／機材計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.60 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封

し、価格評価を加味。

- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年12月6日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力



準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情

報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

( URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：保健医療施設建設に係る O/D, B/D, D/D, S/V。

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、**20ページ**以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／建築計画／環境社会配慮

➤ 建築設計／自然条件調査

➤ 保健医療計画／機材計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／建築計画）】

a) 類似業務経験の分野：保健医療施設の建設に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ギニア国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

➤ 【業務従事者：建築設計／自然条件調査】

- a) 類似業務経験の分野：建築設計／自然条件調査に係る各種業務
  - b) 対象国又は同類似地域：ギニア国及びその他全途上国
  - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：保健医療計画／機材計画】
- a) 類似業務経験の分野：保健医療計画／機材計画に係る各種業務
  - b) 対象国又は同類似地域：ギニア国及びその他全途上国
  - c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### **3 プレゼンテーションの実施**

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(60)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(30)	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／建築計画	(30)	(12)
ア) 類似業務の経験	12	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／建築計画	( )	(12)
ア) 類似業務の経験		5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	6
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計／自然条件調査</b>	(15)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力： 保健医療計画／機材計画</b>	(15)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

### 3 特記仕様書案

#### 1. プロジェクトの背景

ギニア共和国（一人当たり GNI：830USD（2017 年、世界銀行））では、感染性疾患が 10 大疾病の診療件数の 61% および 10 大死亡要因による死亡者数の 41% を占めている（当国保健省、2014）。この背景として、医療従事者数の不足（2014 年の人口 10,000 人当たりの医療従事者数 3.7 人 [ギニア共和国国家保健開発計画 2015 - 2024（以下、「PNDS」という。）/WHO 推奨人数 22.8 人（2006 年、WHO）、アフリカ平均 15.7 人（2017 年、WHO）]）や、首都コナクリへの医療施設の偏在（全体の三分の二）等に加え、コミュニティレベルの疑い症例の検体を中央で確定診断する体制や、集められた検体の確定診断から感染拡大のアラート発信をする体制など、保健システムの脆弱性が課題となっている。

当国では、2014 年 3 月にエボラウイルス病のパンデミックが発生し、累計感染者 3,814 名（死者 2,544 名、うち医療従事者 212 名）に上り、公衆衛生上大きな問題となった。これにより、当国における上述の保健システムの脆弱性が改めて浮き彫りとなった。

当国政府は、エボラウイルス病の流行後、2015 年に PNDS および保健システム復興計画 2015 - 2017（以下、「PRRSS」という。）を策定し、強靱な保健システムの構築を目標に掲げている。特に、感染性疾患および流行可能性のある疾患の有病率の低下は重要課題として挙げられており、当国保健セクターにおいて、感染症対策強化に資する協力が求められている。

当国の感染症対策実施体制は、公衆衛生上の政策策定および感染症流行時の対策室機能や情報管理を担う保健省国家疫学感染症対策局および国立保健安全庁と、公衆衛生検査室としての役割を担う国立公衆衛生研究所（以下、「INSP」という）並びに州病院以下の医療施設の検査室ネットワークからなる。INSP は、1995 年に設立された保健省管轄下の組織であり、当国におけるトップレファラルラボとして、①流行疾患動向監視サーベイランス業務（検査）、②全国の検査の質の評価・監督、③検査技師の継続研修、④感染症対策における研究を担っている。しかしながら、INSP においては、検体の同定や研究、研修の実施に必要な機材が不足しており、また、既存施設の敷地面積が狭小であることから、検査・研究、研修について、十分な質および量を確保することができていない。

国立公衆衛生研究所建設計画（以下、「本事業」という。）は、INSP における病原体検査・研究および研修実施にかかる施設の新設並びに機材の拡充を通じて、当国における強靱な保健システムの構築に資するものであり、上述の PNDS および PRRSS に貢献する事業として位置付けられている。

このような背景のもと、ギニアの感染症対策の中心機関である INSP の検査・研究実施体制の強化を図るべく、INSP の施設・機材の拡充を目的とした無償資金協力の要請が日本政府に対しなされた。本プロジェクトの対象地域は、検体輸送やインフラの整備状況から首都コナクリでの建設が検討されたが、活用できる土地が十分でないことが確認されたため、結果的にキンディア州コヤ県（首都コナクリ市から約 50 キロメートル）での建設を検討することとなっている。

本事業の準備調査は、協力対象事業実施の必要性和妥当性を確認のうえ、無償資金協力事業として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的として実施する。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト目標：

本事業は、トップレファラル公衆衛生検査室である INSP の病原体の検査・研究および研修実施にかかる施設の新設並びに機材の拡充を行うことにより、INSP の検査体制の強化を図り、もって当国の強靱な保健システム構築に寄与するもの。

### (2) プロジェクトの成果：

INSP の検査・研究および研修実施のための施設・機材が拡充される。

### (3) 我が国への要請内容

【施設】研究検査棟（検査室および研究室（細菌学・ウイルス学））、研修センター（研修室、講義室、実習室、図書館）、食堂・宿舎

【機材】研究・検査用機材、研修用機材、検体保管用機材、滅菌および廃棄物処理用機材、非常用発電機等

### (4) 対象地域（サイト）：

キンディア州コヤ県カクリマヤ

### (5) 関係官庁・機関

監督機関：保健省（Ministère de la Santé）

実施機関：国立公衆衛生研究所（Institut National de Santé Publique : INSP）

## 3. 業務の目的

施設・機材等調達方式無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的および内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理計画、特にバイオセーフティレベル（以下、「BSL」とする）2 検査室導入検討のため、現状の INSP の技術的・管理的・財政的能力の情報を含めた導入後の運営・維持管理計画等を提案することを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本調査は、ギニアから要請のあった「ギニア国立公衆衛生研究所建設計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という）がギニア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方針および留意事項

### (1) 調査の実施方法

本調査においては、①協力対象範囲の設定および内容検討に必要な情報収集・協議、概略設計の実施、準備調査報告書（案）の作成等に必要な調査・協議・情



報収集を行うための現地調査、②準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

第1回現地調査では、ギニア側の要請内容（施設・機材）、INSP に対する国家予算および他ドナーによる支援計画、施設・機材の現状と課題、検査実績、運営維持管理状況（予算・人員・技術レベル等）、ギニアにおける検査室ネットワークおよびサーベイランス体制の現状把握と今後のINSPのトップレファラル検査室としての役割を確認し、建設サイトの技術的な適合性・実現可能性を検証したうえで、必要に応じて先方との合意のもと協力対象範囲の絞り込みを行う。

第2回現地調査では、第1回現地調査にて合意された協力対象範囲（施設・機材）に基づき概略設計と準備調査報告書（案）作成等に必要な情報を収集する。

## （2）計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

### 1）現地調査帰国時（第1回現地調査後）

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、協力対象範囲、基本的な計画・設計の方向性を日本側関係者と協議、確認する。

### 2）報告書案説明調査（第2回現地調査）派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、日本側関係者に計画内容を確認する。

## （3）調査対象とする要請内容

ギニア政府からの要請内容は、同国のトップレファラルの公衆衛生検査室であるINSPの新設および機材整備であり、同国の「国家経済社会開発計画(PNDES) 2016-2020」や「保健システム復興計画 (PRRSS) 2015-2017」においても同事業が優先プロジェクトとして位置づけられている。

INSP の果たすべき役割は保健省令によって定められており、新設にあたって想定されている施設要件（諸室リスト）は INSP 自身から提案がなされている。

No.	部門名 (INSP による想定施設要件)
1	General Direction
2	Scientific Direction
3	Documentation + IT Logistician
4	Community Health Research Department
5	Medical Entomology
6	National Reference Laboratory Department
7	Department of Pharmaceutical Chemistry

	Toxicology and Fraud Control
8	Accommodation Center
9	Animal Laboratory
10	Department of Environmental Health

ただし、検討経緯の詳細は不明であるがその後ギニア政府より INSP の施設要件についてまとめた文書が発出されており、同文書及び情報収集・確認調査後に JICA が実施した追加の予備調査の結果から、施設の維持管理費用を抑えるため、よりコンパクトかつ機能的・効率的な検査室の設計が必要であると確認されていることから、本調査においてさらなる精査が求められている。具体的には、基本的な上記機能は維持しつつ、総延床面積を 5,000 平米程度とする必要があることが見込まれているため、相応の施設要件（必要な施設規模・配置計画・諸室の機能・主要設備等）を第 1 回現地調査にて合意する。なお、同予備調査を通じて新設 INSP における人材配置計画や研修計画が提出されているため、それらも施設要件として反映することが求められている。ギニア政府がまとめた INSP の役割に関する保健省令、INSP 建設計画にかかる想定、人材配置計画、研修計画は配布資料を参照のこと。

#### （４）機材計画の検討

現在 INSP が保有する機材は新設 INSP に移設されることとなっているが、現状の老朽化した手狭な検査室では他ドナーが供与した機材が一部未開封のまま保管されていることが確認されている。機材計画の策定にあたっては、INSP から受領している現有機材リスト（詳細は配布資料を参照のこと）および既存施設の調査結果に基づき、新設 INSP における将来的な検査対象疾患と検査件数の増加見込み、および運営・維持管理体制も十分踏まえたうえで検査機能の規模を検討し、第 1 回現地調査にて具体的な機材計画を策定する。

また、機材保守管理に関し、機材ごとの保守契約の必要性および条件、現地代理店による保守サービスの実施体制や必要となる機材等の調達方法とコストなどを十分に検討する。

#### （５）整備する検査室のレベル

現在の INSP はバイオセーフティとしての環境が劣悪であることから、新設にあたっては排水・空調・感染性廃棄物処理（焼却炉整備も含む）等のバイオセーフティを十分に考慮するとともに、バイオテロ等の脅威を想定したバイオセキュリティ確保に必要な体制構築についても配慮した施設計画とすること。

なお、新設される INSP においては BSL-3 の検査室整備が INSP より要望されていたが、維持管理における懸念等から本事業で整備する検査室は基本的に BSL2 とすることが JICA による予備調査において確認されているため、これに沿った検査室の整備を前提とすること。

#### （６）建設サイト

INSP はギニアにおける公衆衛生検査室ネットワークのトップレファラルとして、難度の高い病原体検査の実施や確定診断、下位の検査室の精度管理、人材育

成のための研修・研究を実施する役割を担っている。感染症のアウトブレイク等、有事の際には検査結果に基づく疫学的情報の分析と報告が INSP の最も重要な役割であり、INSP による分析結果に基づき保健省や国立保健安全庁を含む中央レベルで対策が協議されることとなっている。INSP に期待される役割に鑑みると、有事に際しては INSP と中央省庁との地理的な近接性よりも、検体が迅速に地方から INSP に搬送されることが肝要である。

現在保健省が確保している新設 INSP の建設予定地は、現 INSP が位置する首都コナクリ市の中心部から約 50 キロメートル離れたキンディア州コヤ県カクリマヤに位置しており、同サイトの選定はギニア政府の正式な決定事項であることをギニア保健大臣名による文書で確認している。同サイトはギニア国内における交通の要衝に近く、地方からの検体搬送を考えた場合は交通渋滞の多いコナクリ市より利便性が高いと言えるが、土地の状態から整地、電気・水道（深井戸を想定）の引き込み、アクセス道路の整備など、先方負担事項が大きくなると見込まれている。現在保健省は、JICA による予備調査で試算した先方負担事項の概算額を踏まえて予算要求を行っている。

本調査においては、建設予定地について技術的かつ予算面での検証を行ったうえで先方負担事項等を洗い出し、事業実施後の運営も含めた移転先としての適合性を多角的に検討したうえで、事業の実現可能性を精査する必要がある。そのため、第 1 回現地調査においては先方負担事項について想定概算額を算出し、ギニア側の予算確保状況等を確認する。新設 INSP の建設予定地の詳細については配布資料を参照のこと。

#### （7）施工計画の検討

ギニアは雨季（5 月中旬から 10 月下旬）と乾季（11 月上旬～5 月上旬）の気象条件が大きく異なるため、施工計画ではスコールによる影響を十分考慮する。また免税措置、建築許可など先方負担事項の手続きを調査し、事業工程に影響を与える場合には、施工計画を策定する上で留意する。

#### （8）他ドナー等との連携を含めた技術的支援の検討

本事業に伴うより大きなインパクト創出と持続性担保のためには、①検査対応疾患の増加、検査件数増加への対応、②バイオセーフティ・バイオセキュリティの強化、③下位の検査室に対する精度管理強化、④研修機能強化、⑤研究機能強化を図る等、各分野におけるスケールアップが必要であるとされている。同時に、INSP の役割に含まれているものの現在はさほど機能していない食品衛生・環境衛生分野の充実を図ることも検討事項に含まれる。現時点では JICA が同分野において本格的な技術協力プロジェクトを実施することは想定していないため、本事業のソフトコンポーネントをはじめ、本邦研修や第三国研修、他ドナーとの連携を通じて継続的な技術支援を行っていく必要がある。

本調査においては、主に JICA からの参加団員が新設後の INSP の有事・平時における役割とオペレーションについて、関係機関（保健省や国立保健安全庁を含むギニア政府機関をはじめ、有事に陣頭指揮を執ることが想定される世界保健機関（WHO）、米国疾病管理予防センター（USCDC）、パスツール研究所等の関係ドナーと十分協議したうえで、今後必要となる対応策を検討する。本検討にあたり、コンサルタント団員は必要な情報収集を行う。

なお、ギニアにおける感染症対応では、世界銀行、欧州連合、イスラム開発銀行、米国国際開発庁（USAID）、USCDC、フランス開発庁（AFD）がサーベイランスや検査室ネットワーク分野の支援を行っており、特に INSP に対しては USCDC、仏・メリュー財団、パスツール研究所等が主にソフト面での支援を行っている。これら関連ドナーに本事業を説明するとともに、各ドナーの支援状況、今後の計画および連携可能性について調査し、INSP に対する技術的支援の方策を検討する。ギニアにおける検査室ネットワークの評価や国家医学生物学政策については配布資料を参照のこと。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書および関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

ギニアにおける感染症対策および人材育成に係る上位計画および方針、保健人材の技術、人材配置状況、課題、他ドナーの援助動向等を確認し、本プロジェクトの必要性・妥当性を整理する。

### (4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である保健省および INSP の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、人材の技術水準、有事・平時における保健省内の他部署・他機関（パスツール研究所等）との連携体制等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、運営体制に問題がないか確認する。

### (5) サイト状況（自然条件等）調査

要請施設の建設予定地の用地確保状況、自然環境・気候等について調査する。さらに、給排水・給電等が実際に稼働するために必要な設備について現状および対策を明確にする。

なお、本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定サイトにおいて、自然条件調査（気象調査、地形測量、地質調査/地盤調査、地中障害物/埋設物調査、給排水/水質、給電調査）を行う。本件については、別紙 1 の仕様書のとおり、現地再委託にて実施することを認める。ただし、再委託が行われるときには、自然条件調査担当団員による調査実施方法及び結果（データ）の確認・検証を実施すること。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外

に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。なお、自然条件調査にかかる費用は別見積りとする。

#### (6) 環境社会配慮に係る調査

1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」に則った環境チェックリスト案を作成する。調査の結果を踏まえ、必要に応じてカテゴリCへの変更を検討する。

2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域および経済社会状況等)の確認
- ギニアにおける環境社会配慮制度・組織の確認(環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」との乖離およびその解消方法、関係機関の役割)
- スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- 影響の予測
- 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 環境管理計画(案)、モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- 予算、財源、実施体制の明確化
- ギニアにおける環境社会配慮制度に則ったステークホルダーへの説明

#### (7) 調達事情調査(現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど)

1) 当該国の現地業者の受注・施工実績、施工能力・技術力、人員、財務力、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。

2) 資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格(輸送費および輸入価格、近年の物価上昇率を含む)、アフターサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。

#### (8) 設備計画調査

ギニア側が維持管理可能な設備を計画する。また、ギニアでは電力供給・給水が不安定であることが想定されるため、給電・給排水等、施設が実際に稼働するために必要な設備について現状および対策を明確にする。

#### (9) 施工計画調査(関連法規等)

当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認する。

#### (10) プロジェクト内容の計画策定

現地調査（1回目）の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。さらに帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。上記調査およびJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。機材については入札に対応できる精度とする。

##### 1) 計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

##### 2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画される事業内容の基本計画を検討する。

##### 3) 概略設計図の策定

##### 4) 施工監理計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

##### 5) 機材調達計画

- ・ 計画方針（内容、数量、使用、優先順位づけ等）
- ・ 調達事情（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
- ・ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段及び保管・管理方法
- ・ 配置場所
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- ・ 保守契約（対象医療機材、契約内容、期間）

#### (11) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネントガイドライン」（2010年版）を参照のこと。

#### (12) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、電気設備の引き込み、環境社会配慮に係る手続き等）の履行プロセス、実施タイミング、各手続における関係省庁等を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付け

る。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである点に留意すること。

### (13) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税等（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付のいずれか、実施機関負担となる場合の予算措置等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また、国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（以下「OCAJI」という。）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA セネガル事務所およびギニアフィールドオフィスにて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA セネガル事務所およびギニアフィールドオフィスと協議し、JICA セネガル事務所およびギニアフィールドオフィスが有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA セネガル事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）の内容を更新し、JICA に提出する。

### (14) 施工時の工事安全対策

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ギニアでの最近の既往調査報告書等や JICA セネガル事務所およびギニアフィールドオフィスからギニアでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したギニアの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりギニアの他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じてギニアで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA セネガル事務所およびギニアフィールドオフィスと協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が

必要な情報について JICA セネガル事務所およびギニアフィールドオフィスに確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA セネガル事務所およびギニアフィールドオフィスに報告を行う。

(15) プロジェクトの維持管理計画

INSP が行う施設・機材の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

(16) プロジェクトの概略事業費

本事業およびその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正な積算としなければならない。

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編・機材編を参照すること。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

3) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。

ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ) 工事量変動にかかるリスク

ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）

エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ) 治安状況にかかるリスク

(17) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、INSP における年間検査件数および研究業務件数を想定しているが、現地調査にて確定させる。

(18) 配慮事項に関する調査

1) ジェンダー課題及びユニバーサルデザインに関する情報を収集し、ジェンダー格差とユニバーサルデザインの状況を把握する。

2) 施設計画（設計仕様、トイレなど）に対する具体的なジェンダー配慮事項やユニバーサルデザインを提案する。

(19) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理



概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるように配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### (20) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

#### (21) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

#### (22) 事業概要の本邦企業への説明

JICA は、第 2 回現地調査前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI 等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事項といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を JICA と協議し、調査結果に反映させる。

#### (23) 準備調査報告書（案）および機材仕様書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）および機材仕様書（案）をギニア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）および機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体および無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (9) を成果品とする。なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、ギニア側実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意することとする。また、成果品等はすべて電子データも併せて提出する。

- |                  |          |
|------------------|----------|
| (1) 業務計画書        | : 和文 1 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 5 部 |
|                  | : 仏文 5 部 |
| (3) 現地調査結果概要     | : 和文 5 部 |
| (4) 準備調査報告書（案）   | : 和文 5 部 |

- ： 仏文 5 部
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 　： 和文 2 部
- (6) 準備調査報告書 　： 和文（製本版） 　9 部および CD-R 1 枚  
 （※完成予想図を含む。） 　： 仏文（製本版） 　15 部および CD-R 2 枚  
 　　： 和文（先行公開版） 　2 部および CD-R 1 枚
- (7) 機材仕様書（案） 　： 仏文 3 部  
 　　： 和文 3 部
- (8) デジタル画像集 　： CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）
- (9) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版： 英文 　CD-R 1 枚
- (10) 免税情報シート

注1）（1）業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2）（5）については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」および同補完編・機材編（2017年7月）を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月）改訂版」を参照することとする。

注3）準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易版）を作成する。

注4）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

注5）特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画（案）

2020年1月中旬より第1回現地調査を行い、その後国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、同年8月下旬までに第2回現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。同年9月下旬までに概要資料、同年11月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）調査人月：約16.8M/M（通訳除く）

（2）業務従事者の構成（案）

- 1）業務主任／建築計画（2号）（評価対象者）
- 2）建築設計／自然条件調査（3号）（評価対象者）
- 3）設備設計
- 4）施工計画／積算
- 5）保健医療計画／機材計画（3号）（評価対象者）
- 6）調達計画／積算
- 7）環境社会配慮
- 8）通訳（仏語）

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容および業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

（3）通訳

本調査には日仏通訳を必ず配置すること。ただし、経費は直接費のみとする。また、日本から参団する通訳団員に加え、現地での通訳備上（英仏）も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

### 3. 閲覧資料・配布資料

（1）閲覧資料

以下の資料についてはJICA図書館ポータルにて閲覧可能

- 1）ギニア保健セクター（ポスト・エボラ保健分野支援）情報収集・確認調査ファイナルレポートおよび収集資料（JICA、2017年3月、日本語および仏語）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000031873.pdf>  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000031874.pdf>
- 2）国立感染症研究所病原体等安全管理規程（改訂第三版）  
<http://www0.niid.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei3/>
- 3）WHO  
“Biorisk Management: Laboratory Biosecurity Guidance” September 2006  
[http://www.who.int/csr/resources/publications/biosafety/WHO\\_CDS\\_EPR\\_2006\\_6.pdf](http://www.who.int/csr/resources/publications/biosafety/WHO_CDS_EPR_2006_6.pdf)

（2）配布資料

- 1）ギニア共和国国家生物医学政策ドラフト最終版（ギニア保健省、2017年、仏語および英語）

- 2) ギニア共和国内ラボネットワーク調査報告書ドラフト最終版（パスツール研究所、2016年、仏語および英語）
- 3) 国立公衆衛生研究所設立フレームワーク（世界国立公衆衛生院協会、仏語）
- 4) アフリカにおける国立公衆衛生研究所フレームワーク（アフリカ疾病対策センター、仏語）
- 5) 新設 INSP の施設要件に関する資料
  - ・ INSP 約款（上記（1）の収集資料から抜粋、仏語）
  - ・ INSP 建設計画にかかる想定（上記（1）の収集資料から抜粋、仏語）
  - ・ INSP 建設用地に関する考察（上記（1）の収集資料から抜粋、仏語）
  - ・ INSP 建設予定地の衛星写真および簡易測量図（JICA、2017年、仏語）
  - ・ INSP 現有機材リスト（INSP、2017年、仏語）
  - ・ 新設 INSP 人材配置計画（INSP、2017年、仏語）
  - ・ 新設 INSP 研修計画（INSP、2017年、仏語）
- 6) JICA 予備調査報告書（JICA、2017年～2018年、日本語）
- 7) 医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用について（改訂版）（外部向け説明資料）（JICA、2015、日本語）

#### 4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

##### （1）第1回現地調査

- 1) 団員構成：総括（JICA）、計画管理（JICA）、技術参与（感染症対策）
- 2) 調査行程：約14日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議および現地調査を通じて本事業の妥当性や対象範囲における事業内容等を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

##### （2）第2回現地調査（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括（JICA）、計画管理（JICA）
- 2) 調査行程：約7日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。なお、上記調査にかかる費用は別見積りとして計上すること。

- （1）地形測量
- （2）地盤調査/地質調査
- （3）地中障害物/埋設物調査
- （4）給排水/水質、給電調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2017年4月）」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価

格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、自然条件調査仕様書は別紙のとおり。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計および施工調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式－2 および様式－3 を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任および日本から参团する通訳団員は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### (4) 安全管理

現地業務に先立ち、渡航予定の業務従事者全員が外務省「たびレジ」に登録し、JICAが実施している 安全対策研修（Web版、<https://www.jica.go.jp/announce/information/20161111.html>）を受講するとともに、現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAセネガル事務所及びギニアフィールドオフィスにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICAセネガル事務所及びギニアフィールドオフィスと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、当地の治安状況、移動手段等についてJICAセネガル事務所及びギニアフィールドオフィスと緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制を業務計画書案に記載する。

以 上

(別紙1)

## ギニア国

### 「国立公衆衛生研究所建設計画」協力準備調査にかかる 自然条件調査仕様書

#### 1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト・サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

#### 2. 調査項目

##### (1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

成果品：測量結果

##### (2) 地質調査／地盤調査

目的：施設位置の決定、基礎形式の検討、設計に必要な情報の確認を行う。

内容：ボーリング(20メートルを目安とし、かつ支持層が確認できるまで)、土質試験(膨張性土の有無について要確認)等

成果品：試験結果、柱状図、調査結果

##### (3) 地中障害物/埋設物調査

目的：地中障害物・廃棄物などの有無の確認を行う。

内容：施設、付帯構造物計画位置で試掘等

成果品：調査結果

##### (4) 給排水／水質、給電調査

目的：検査室・研修棟で使用可能な水質・水量・電力量であるかを確認する。

内容：水量、水質、断水・水圧低下の有無及び時間帯、電圧・周波数変動、停電頻度、停電時間帯等、医療用排水の放流先

成果品：試験結果

#### 3. 対象サイト

先方から提示のあったキンディア州コヤ県の建設候補地

以上